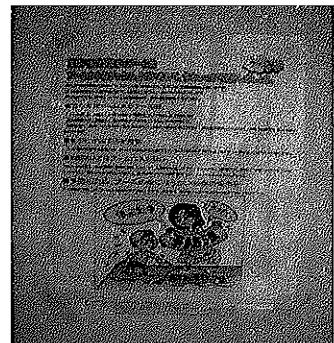


上記の清掃により、ろ過機の能力維持も合わせて行なえます。

- ・毎日、開館前と閉館時に点検し、更衣室、トイレ、シャワー室、採暖室を常に清潔にします。見回り等を強化し、更衣室・トイレの清掃の励行を行います。
- ・保健所等から、情報を入手し、掲示、声かけ等で感染症の注意を喚起します。
- ・日常清掃、天井・壁等の特別清掃を行うなどして清潔な施設にします。
- ・利用者のマナーの向上を促進します。(ごみの持ち帰り運動等)



③施設設備の長期安定使用のための維持管理

施設設備を長期に安定して使用するために、法に定める施設設備の点検、整備、検査を受け、また施設、設備、貸出用具の保守管理を十分行います。ボイラー及び燃料の取り扱いは必ず有資格者が行い、また、法定勤務時間（日数）より開館時間、開館日数が多いいため、複数名で運転管理を行い、利用者に安心して安全に利用していただくための安全対策も徹底します。

■ボイラー関係法定検査

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
排ガスばい煙測定	年1回	(有)米子気缶科学研究所	大気汚染防止法
性能検査	年1回	(社)日本ボイラ協会 山陰検査事務所	ボイラー及び 圧力容器安全規則
地下貯蔵タンク 漏洩検査	年1回	(株)ダイカ	危険物の規制に 関する規則

※日常の保守点検については、ボイラー及び圧力容器安全規則第25条に規定されている次の事項を遵守した管理を行います。

- ①圧力、水位及び燃焼状態を監視すること。
- ②急激な負荷の変動を与えないように努めること。
- ③最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- ④安全弁の機能の保持に努めること。
- ⑤1日1回以上、水面測定装置の機能を点検すること。
- ⑥適宜、吹き出しを行い、ボイラー水の濃縮を防ぐこと。
- ⑦給水装置の機能の保持に努めること。
- ⑧低水位燃焼遮断装置、火炎検出装置その他の自動制御装置を点検し、及び調整すること。
- ⑨ボイラーについて異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- ⑩排出されるばい煙の測定濃度及びボイラー取扱い中における異常の有無を記録すること。



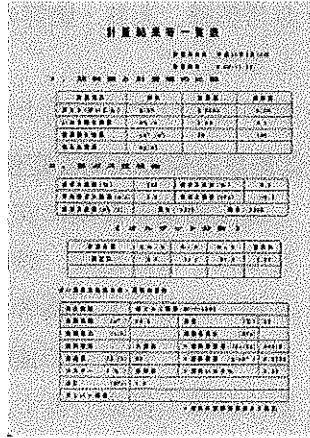
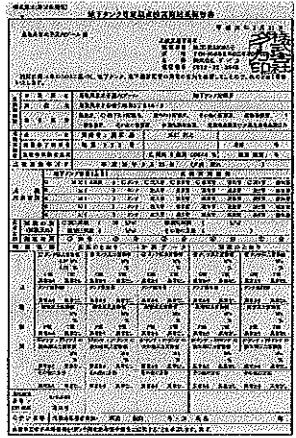
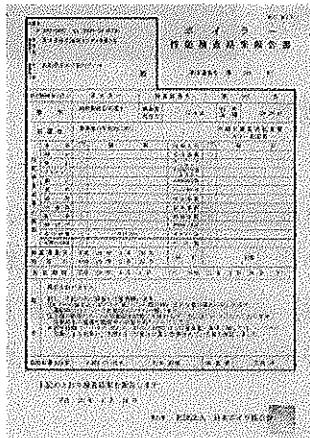
※ボイラー燃料であるA重油の地下貯蔵タンクは、法定検査とは別に消防法による
自主点検を危険物取扱者の資格を有する職員が行い、健全管理を行います。

【選任ボイラー取扱作業主任者の保有資格】

2級ボイラー技師、危険物取扱者乙種第4類

【作業者の保有資格】

危険物取扱者乙種第4類1名・2級ボイラー技師1名



【ボイラー検査報告書】

【地下タンク定期点検実施報告書】

【ばい煙測定報告書】

■水道関係法定検査

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
簡易水道検査	年1回	(財) 鳥取県保健事業団	水道法

検査依頼番号	社名	米子市白浜温泉第一ホテル
所轄課名	所轄課名	危険物取扱作業主任者
実施場所	実施場所	米子市白浜温泉第一ホテル
検査結果	検査結果	済
面積	面積	9,600×1,000×1,500m
構造物高さ	構造物高さ	下限: 1.5m / 上限: 14.6m
設置年月日	設置年月日	平成 18 年 12 月 1 日
検査担当者	氏名	当直担当者: 佐藤
監査担当者	氏名	監査担当者: 佐藤
検査の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 構造物の耐震性確認 <input checked="" type="checkbox"/> 構造物の漏水防止機能確認 <input checked="" type="checkbox"/> 構造物の腐食・錆害の有無確認 <input checked="" type="checkbox"/> 構造物の構造確認 <input checked="" type="checkbox"/> 構造物の保守点検確認	
上記のとおり検査済みであることを確認します。 平成19年12月20日		
検査機関名: 財團法人 鳥取県保健事業団		

【簡易専用水道検査済証】

- ・毎日水道使用量を確認し、異常に使用量が多いときは、漏水の可能性が高いので漏水箇所を特定し、即時に補修等の手当てを行います

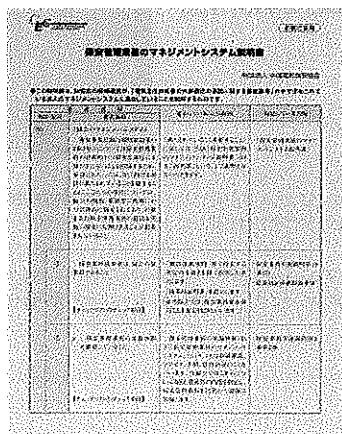
■消防関係法定検査

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
消防用設備等点検	年2回	ALSOK山陰（株）	消防法

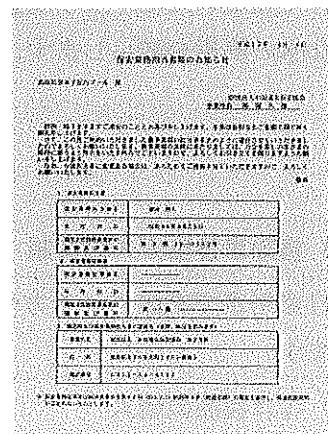
■電気保安業務点検検査

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
自家用電気工作物 保安業務	年7回	(財)中国電気保安協会米子支所	電気事業法

※電気主任技術者の外部委託の承認に関する審査基準に適合し、また実績のある保安協会に委託し、保安業務はもとより、遠隔監視装置を設置し、異常発生時対応を24時間、365日行います。



【保安管理業務のマネジメントシステム説明書】



【保安業務担当者等のお知らせ】

④環境配慮活動

省資源、省エネルギー、リサイクル活動等環境に配慮した取組が評価され平成18年3月に「鳥取県版環境管理システム（TEAS II種）」の認定施設として認定されました。また、県による定期審査を毎年受けいますが、適正に実践しているとの評価を受けました。

今後も施設職員だけでなく利用者にも御理解いただき一体となって環境に配慮した施設運営を目指し、特に次の点を実行します。

ア) 節電

- ・原則として冷房28℃、暖房20℃に設定することで、冷やし過ぎ、暖め過ぎに注意します。設定温度を1度変えるだけで、冷房時には約10%、暖房時には約13%の空調エネルギーを節約できます。また、ブラインドをこまめに使用し室温の上昇や低下を抑えます。



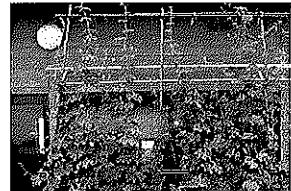
施設管理

1

また、施設内の利用状況を把握し、不要時の消灯の徹底、休憩時間等の消灯、パソコンのこまめなシャットダウン等節電を徹底します。

2

・グリーンカーテンを作成し、日射を遮る日陰を作ることで、周囲の温度が上がるのを防ぎます。



3

蒸散作用を利用して涼しくなる葉の表面から水分が蒸発（これを蒸散という）する際に、気化熱を奪い、周りの気温を下げます。

4

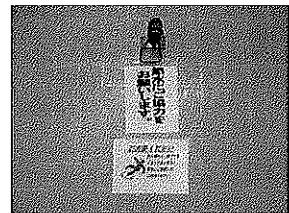
一度熱くなったり壁からは、じわじわと熱が放出されるため、これを防ぎ体感温度を低く抑えることができます。

5

イ) 節水

6

シャワーを使用する際は、出したままにしないように気をつけて利用いただくよう注意喚起するなどの対応を行い、無駄な水の使用を減らします。



7

(シャワーでの注意看板)

8

ウ) 自動車排出ガスの抑制

9

自家用車で来館される方や職員に対して、アイドリングストップをするよう呼びかけます。

10

エ) エコ製品の購入

11

使用する電球など「省エネ性能」や「グリーン製品」を使用し、環境にやさしい製品の購入をします。

12

オ) リサイクル活用

13

施設内外で発生する、不燃物として処理される物（ペットボトルキャップ、アイスの棒）を、利用者と協働して回収し、リサイクル業者に再利用してもらいます。

14

また、この活動をとおし、利用者の方々に循環型社会への認識を深めていただきます。

15

カ) 排ガスばい煙の抑制

16

ボイラーの自動運転から手動運転に切り替えることにより、排ガスばい煙を、大気汚染防止法、J I S 規格で定める、ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物の規制値を大幅に下回る発生量の抑制に努めます。

PETボトルのキャップを教えて!

「頂ければこそ、活かせば尚更」この度はご賛同下さい
PETボトルのキャップをリサイクルして、資源として活用する
ための取り組みを実施いたしました。

【お問い合わせ】
TEL: 080-1234-5678
E-mail: info@recycle-cap.jp

【ご協力】
・ご家庭でのごみ分別
・ご出前店でのごみ分別
・ご飲食店でのごみ分別
・ご企業でのごみ分別

【ご質問】
Q: PETボトルのキャップはどこで買える?
A: リサイクルボックスやごみ箱などに設置されています。

【ご連絡】
ご連絡番号: 080-1234-5678
E-mail: info@recycle-cap.jp

【ご協力】
・ご家庭でのごみ分別
・ご出前店でのごみ分別
・ご飲食店でのごみ分別
・ご企業でのごみ分別

【ご質問】
Q: PETボトルのキャップはどこで買える?
A: リサイクルボックスやごみ箱などに設置されています。

【ご連絡】
ご連絡番号: 080-1234-5678
E-mail: info@recycle-cap.jp

ペットボトル・アイス棒の回収風景

エコマ商事からの御礼状

リサイクルパンフレット

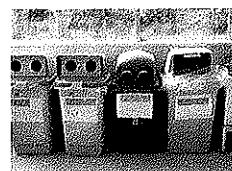
- ◎ ペットボトルキャップの回収運動は、当施設が業者の指定回収施設になっていますので、体育協会が運営する他の施設も同様に回収してもらい協働して運動展開します。

分別したアイス棒

利用者の方々が家庭からお持ちくださったキャップ

収集したキャップを業者に引き渡し

- ・自動販売機の容器の分別を徹底し、スムーズに設置業者に引き取ってもらいます。
- ・「どんな小さなアルミでも捨てずにリサイクル」のスローガンのもと地球環境をまもり、福祉に役立つ事業を展開している、環公害防止連絡協議会登録事業所となり。車椅子の贈呈を受けられるよう、プルタブを積極的に回収します。



1

2

3

4

5

6

7

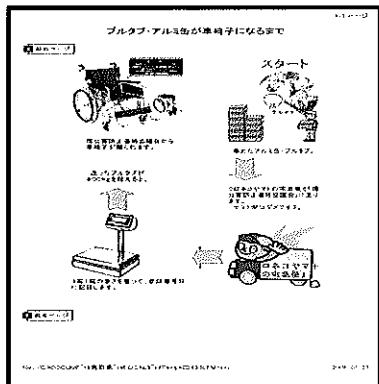
8

9

10

11

12



【プルタブ】

- ・利用者の協力、理解をいただき、アイドリングストップをお願いします。
- ・新しく採用された職員を対象に、環境管理基礎研修を行います。
- ・必要に応じ、全職員を対象とした環境配慮研修を行います。
- ・鳥取県が重点施策に掲げる「みんなで取り組む【4つのR】推進事業、「NO レジ袋！」などの県民運動定着事業の実践事業所として、利用者の啓蒙を図ります。
- ・循環型社会構築を図る4つのキーワード (Refuse(断る)、Reduce(減らす)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化)) をあわせて「4つのR」と表現しています。

- | |
|--|
| (1) Refuse (リフューズ；発生抑制)
要らないものは断り、ごみを発生させない |
| (2) Reduce (リデュース；ごみを減らす)
ごみにならないように工夫して減らす |
| (3) Reuse (リユース；再使用する)
繰り返し使う、修理・修繕して使う |
| (4) Recycle (リサイクル；再生利用する)
もう一度資源として使う |



【鳥取県リーフレット】

(2) 外部委託の考え方

下記の業務については、コスト的・技術的にも効果があると考えるため外部委託とするとともに、業者も施設管理の一員であるという認識の下、共通認識を持っていただき一体となつた管理を行います。

(外部委託業務)

業務名	業務内容
警備業務	休館及び閉館時間帯の館内の機械警備
消防用設備点検	消防法に基づき消防設備の点検を実施。利用者の安全を守るために設備保守
清掃作業（プール開館時）	衛生的環境の確保に基づき業務を行い、清潔で良好な衛生環境の確保の為の作業
塵芥処理	可燃物及び不燃物ゴミの収集
自家用電気工作物保安管理業務	電気事業法に基づく保安規定による点検
空気調和設備保守	オープン時の設備点検
自動制御設備保守	技術基準に従った保守点検
排ガスばい煙測定	大気汚染防止法に基づく測定
松くい虫伐採撤去作業	枯れ松の伐採作業

※ 委託先選定方法については、鳥取県登録業者から選定することを基本として指名競争入札としますが、特殊な技術等を要するものについては鳥取県会計規則に準じた随意契約により委託先を選定します。

プール工事期間は、トレーニングホール、管理棟の清掃は、職員で行います。

4 料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

- ①利用時間は、設備の初期点検の必要性等から原則現行どおりとします。
- ②管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館時間を早くします。

	営業時間	現行営業時間
プール	10:00~20:00	10:00~20:00
トレーニングホール（夏季を除く）	9:00~20:00	10:00~20:00
トレーニングホール（夏季 7~9 月）	9:00~21:00	9:00~21:00

(2) 休館日の考え方と設定内容

プールにおいては水質保全のため、またトレーニングホールについては清掃等メンテナンスのため、現行どおり毎週水曜日及び年末年始（12/29～1/3）を休館日とし、学校の夏休み期間（7月20日頃～8月末頃）は休館しません。また、とり県民の日が水曜日の場合は、開館します。

プール棟については、4月～12月まで、耐震工事のため休館します。

※管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館若しくは休館することがあります。

(3) 利用料金の考え方と設定内容

利用者の利便と業務の煩雑防止に寄与していますので、原則現行制度を継続します。（別紙4：施設利用料金表）

- ・利用料金の徴収時期は前納を原則とします。
- ・利用料金の返還が生じた場合は、施設利用申込マニュアル（別紙1）により、適正に処理します。
- ・トレーニングホールの専用利用の区分「3分の2面」「3分の1面」を継続します。（※注1）
- ・米子産業体育館フィットネスルームとプールの共通利用券を継続します。（※注2）

※注 1

県の上限額			
区 分		金 額	
トレーニングホール	専用利用	全面 1 時間につき	270 円
		2 分の 1 面につき	130 円

新 規			
区 分		金 額	
トレーニングホール	専用利用	全面 1 時間につき	250 円
		2 分の 1 面 1 時間につき	130 円
		3 分の 2 面 1 時間につき	150 円
		3 分の 1 面 1 時間につき	80 円

※注 2

新 規			
区 分		金 額	
米子屋内プール・米子産業体育館フィットネスルーム共通利用券	一般	1月利用券により利用する場合 (通年利用)	5,000 円

(4) 利用料金の減免に対する考え方

現在の減免制度が施設の利用促進に寄与しているため、現行減免制度を継続します。(別紙5: 利用料減免の取扱要領)

① 小子化対策

小学生未満の子どもは無料とします。

② 障がい者支援

- ・障がいのある方のスポーツを通じた元気と活力の維持向上のため現行のとおり無料とします。
- ・障がいのある方の介助は、1人では負担が大きく大変です。そこで、介助される方の負担を軽減し、障がいのある方により多く利用していただくため、現行の障がいをお持ちの方1人につき1人の介護者を、2人までの介護者を無料とします。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、情報を入手する＜聞く＞、目を配る＜見る＞、声かけをする＜話す＞、という基本的な行動を実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。

更に、具体的な取組み内容は緊急時マニュアル（別紙6）により、スタッフ全員と警備委託先に周知します。

また、職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事故・事件の防止対策の徹底を図ります。

5

①火災・災害等防止対策

ア) 火災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防計画に基づいた防災活動を行うと共に、緊急時マニュアルに基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練）を年2回実施します。

〔火災を防ぐ〕

- ◆火元周辺・建物周辺に可燃物を置かない。
- ◆燃料・薬品は定められた使用方法と安全な保管をする。
- ◆消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握する。
- ◆消防設備の定期点検を実施する。
- ◆消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得する。
- ◆火元責任者による責任区域の安全確認を行う。

イ) 地震

被害を最小限に食い止めるための備えをします。

また、『緊急地震速報』の活用を検討します。

〔地震に備える〕

- ◆落下、転倒などの危険箇所の対策を実施する。
- ◆火気使用場所の整理整頓に努める。
- ◆消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。
- ◆崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。
- ◆非常食品の点検、補充をする。

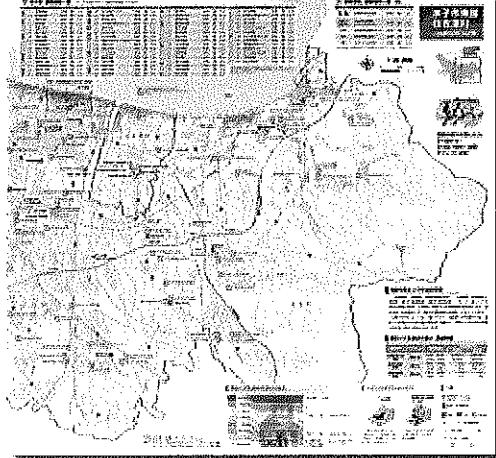
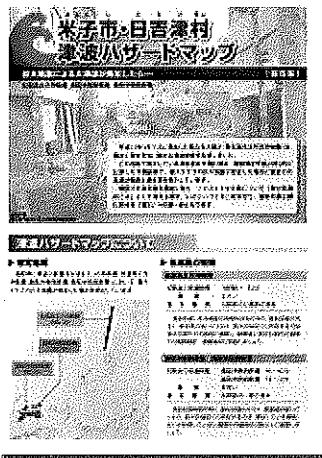
緊急時

ウ) 津波

強い地震が発生し津波の恐れがある場合は、迅速に利用者を避難誘導します。

[津波に備える]

- ◆ テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を把握して起こりうる事態に 対応策を練る。
- ◆ より遠くへ。より高い場所へ避難する。
- ◆ 要援護者の手助け
- ◆ 利用者に呼びかけをし、避難する。
- ◆ 施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆ ハザードマップを活用し、危険の増幅が予測される場合には、事前に措置を 施す。



エ) 台風・豪雨

台風・豪雨・大雪は、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えを行います。

[台風・豪雨に備える]

- ◆ テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起り得る事態に 対応策を練る。
- ◆ 飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。
- ◆ 植栽、工作物等の養生や補強をしておく。
- ◆ 利用者に呼びかけをし、被災を回避する。
- ◆ 施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆ 日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予 测される場合は、事前に措置を施す。



緊急時

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

緊急時

オ) 緊急時に備えた資材調達

医薬品、A E Dなど“緊急資材”的ほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”などが必要であり、常備をしないまでも、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。

<避難誘導資材>

懐中電灯、メガホン、携帯電話、ヘルメット、ホイッスル等

<緊急資材>

救急箱、担架、A E D、毛布、タオル、氷

常備
資材

<災害対策資材>

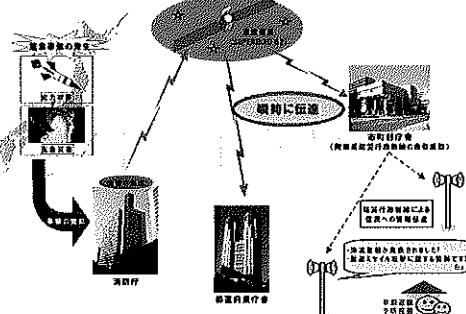
スコップ、ロープ、荷車、非常用ラジオブルーシート、カッパ等

その他必要な資材を迅速に入手できる先（市内事業者）をリスト化

カ) Jアラートシステムを活用した緊急体制

全国瞬時警報システム、通称：J - ALERT（Jアラート：ジェイアラート）は、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を活用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。

対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができるJ - ALERTの最大の特徴を生かし、緊急情報を受信した場合は速やかに利用者の安全を確保し最善の対応を取ります。



キ) 爆破物等脅迫事案発生時の通報連絡体制

爆発物等脅迫事案が発生した場合「爆発物脅迫事案対応マニュアル」(別紙8)に基づき利用者の安全を第一優先としつつ、図のような体制・行動に移行します。利用者の生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状況判断をし、所管課や警察・消防署そして利用団体と協議し安全確保することに全力を尽くします。

ク) PM2.5に関する注意喚起

PM2.5が高濃度となった場合等、来館者に注意喚起します。大気中の微小粒子状物質濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過した場合等に、県民の健康被害を未然に防止するため、警戒情報等を発信し、注意喚起を行います。

① 情報発信機関

鳥取県生活環境部水・大輝環境課

② 注意喚起の基準

・日平均値の予想

午前9時の1時間値から当日の日平均値が、国の注意喚起のための暫定指針値等を超えると予想される場合、注意喚起を行います。

注意喚起のための暫定的な指針

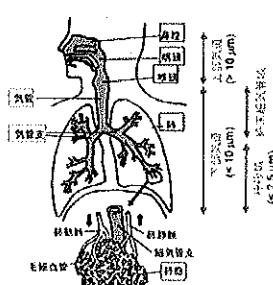
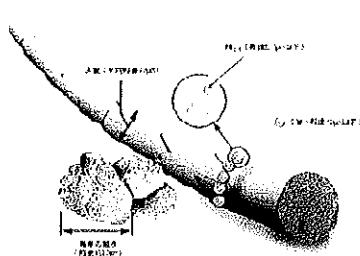
レベル	暫定的な指針となる値 日平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値 ※3	
			午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
			5時～7時	5時～12時
			1時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
II	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動ができるだけ減らす。 (高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超	80超
I (環境基準)	70以下 35以下 ※1	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値



緊急時

(別紙) 消防訓練実施数行動計画表

仮定火災場所： より出火。 から 方向に拡大延焼中 火災発生日時： 平成 年 月 日() 時 分		
項目	行動内容	担当者
時 分 火災発生報知	火災報知器を操作して点火を指示する。	
(報告)	(→ 隊長) 現場を確認し、火災現場の状況を隊長または に報告する。 より出火。 から 方向に拡大延焼中です。」	
隊長に報告 	(→ 隊長) プールに内線し利用者数を確認、体育館利用申し込み書等から利用者数を確認する。 「本日の利用者はトレーニングホール約〇〇名・プール約〇〇名です。」	
(指示)	(隊長 →) 指示① 「 は、119番に通報して下さい。」 「状況は より出火。 から 方向に拡大延焼中です。」 (隊長 → →) 指示② 「 は へ連絡し、館内放送を指示して下さい。」	
(通報)	「消防署ですか、訓練火災です。こちらは皆生温泉の米子屋内プールです。時 分頃に より出火し、現在、利用者の避難と初期消火中です。」 (119番へは電話しません。仮想通報です。)	
(放送)	「只今、火災訓練中です。 より火災が発生しましたので、職員の指示に従って避難して下さい。職員は利用者の避難誘導と初期消火にあたって下さい。」(2度以上繰り返し放送する。)	
現場に急行 	消火避難) 放送後、身近の消火器を持って現場に急行し消火体制に入る。 (利用者が多い時は、非常勤職員は避難誘導後に消火に向かう。) トレーニングホールの利用を直ぐに中断し避難誘導を行う。 プールの利用を直ぐに中断し避難誘導を行う。	
避難完了報告	避難完了後、直ぐに隊長に報告する。 「トレーニングホールの利用者全員の避難を完了しました。」 避難完了後、直ぐに隊長に報告する。 「プールの利用者全員の避難を完了しました。」 火災現場及び避難状況を確認し、隊長に連絡 「利用者全員の避難を完了したので、これで火災避難訓練を終了します。」	
利用者の避難完了 	了) 館内放送 「以上をもちまして火災訓練は終了しました。ご協力有難うございました。」	

緊急時

②スポーツ活動における事故防止対策

来館利用者の安全をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止、防犯、防災に最善を尽くします。

対 策	内 容
スポーツ活動における事故防止対策 (トレーニングホール)	スポーツ活動に欠かせない器具は、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。私たちは、毎日『日常点検チェックシート』に基づく器具点検を実施し、異常の早期発見に努めます。
プール施設・器具の点検	施設・器具の点検項目としては、『日常点検チェックリスト』を最低基準とし、利用者に対しては『点検結果掲示』をもって、施設の安全をアピールします。 ろ過循環設備は、専門業者によるメンテナンスを実施し、スタッフによるろ過機の外観点検、機能点検及びプール槽内の排水口及び吐出口の触診、目視点検を毎日実施します。
熱中症予防の呼びかけ（トレーニングホール）	日本体育協会の“熱中症予防の運動指針”に沿い、WBT計を使っての測定結果をお知らせします。指針（下表）は、パネル化して体育館の入口に掲示し、WBTが28℃に入っている場合は、直接活動の代表者等と安全性について話し合いをします。 特に、子ども、高齢者のスポーツ活動についてはより注意が必要と考えます。
健康チェックの奨励 (プール)	プール受付ロビーに全自動血圧計を設置し、運動前の健康チェックに役立ててもらいます。全ての利用者が日頃からご自身の健康管理と事故防止について興味をもっていただけるよう働きかけます。また日々の運動効果を実感してもらえるように体脂肪計も設置します。
ウォーミングアップやクーリングダウン指導	希望者、希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導などの安全教育を行います（事前の申し出と打合せを要します）

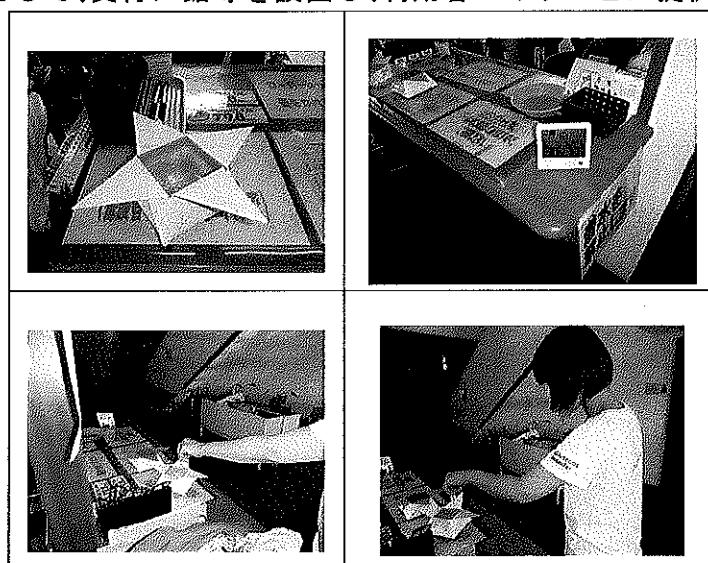


緊急時

■運動に関する指針(日本体育協会(2013) 热中症予防のための運動指針より)



夏季における熱中症等の注意喚起のために温室計の設置及び利用者とのコミュニケーションとして、受付に飴等を設置し、利用者へのサービス提供を実施します。



緊急時